

議事要旨(6) 会社法対応専門委員会における検討状況について

企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等の改正について

布施専門研究員より、企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の会社計算規則の公表に伴う改正(案)について、第103回企業会計基準委員会(平成18年4月25日開催)からの主な変更箇所についての説明が行われ、審議が行われた。変更箇所は、会計基準及び同適用指針の表現上の変更であり、内容については特に変更されていない。本改正(案)は、6月中の公表を目標としている。

実務対応報告「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

布施専門研究員より、実務対応報告「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、第103回企業会計基準委員会(平成18年4月25日開催)からの主な変更箇所についての説明が行われ、審議が行われた。なお、本当面の取扱い(案)は、次回の第104回企業会計基準委員会(平成18年5月30日開催予定)にて、公開草案の公表を決議する予定である。

(主な変更箇所)

- ・前回の企業会計基準委員会の資料では、繰延資産の償却について、月数を基準とすることとした旨を定めていたが、委員等から、効果の及ぶ期間で償却することのみを示せば十分であり、必ずしも月数を基準とする、あるいはそれを明記する必要はないのではないかとの意見があったため、年数を基準とした償却は適当ではないと考えられる旨を記載することとした。
- ・繰延資産の償却期間に関し、年数を基準とした償却方法から、月数等を基準とした償却方法へ変更した場合の取扱いについて、会社法対応専門委員会では実務対応報告において会計方針の変更として取り扱うのかどうかの考え方を示すべきであるという意見があった。この点について、明確に会計方針の変更ではないと断定することは難しいと判断し、会計方針の変更として取り扱い、重要性がある場合には、注記することを求める取扱いとした。

委員等から、繰延資産の償却につき、年数を基準とした償却は適当ではないと考えられる旨を記載することとした修正について、償却の基準を月数に限定していない点で、前回の資料の問題点は解消されているが、逆に、期首に計上された繰延資産のように、必ずしも年数を基準とした償却が適当ではないとはいえない場合も考えられるため、表現等を再度検討するべきではないか、という意見があった。その他、内容の確認などについて、委員等から意見があった。

「金融商品に係る会計基準」の改正について

大橋研究員より、「金融商品に係る会計基準」の改正案について、第 103 回企業会計基準委員会（平成 18 年 4 月 25 日開催）からの主な変更箇所についての説明が行われ、審議が行われた。なお、本改正案は、次回の第 104 回企業会計基準委員会（平成 18 年 5 月 30 日開催予定）にて、公開草案の公表を決議する予定である。なお、改正案の様式については、金融庁とも協議しつつ、検討しているところである。

（主な変更箇所）

- ・改正案は、公表日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用することを原則とし、会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）以後公表日までに終了した事業年度及び中間会計期間についても適用することができるものとした。
- ・改正案は、すべての会社における金融商品の会計処理に適用されることを明記した。

委員等から、ヘッジ会計の適用について、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を純資産の部に計上するに際し、税効果会計を適用する旨を、その他有価証券の評価差額に関する定めと同様に記載すべきではないか、という意見があった。委員等から示された意見を踏まえ、引き続き専門委員会において検討を行うこととされた。

以 上